

精神科入院料で算定できる項目（「○」算定できる）

R8.2.20 沼田作成

		A103 基本料※	A309 特殊	A311 救急	A311-2 急性	A311-3 合併症	A311-4 児童	A312 療養	A314 認知症	A318 地域移行
A237	ハイリスク分娩ベ管理等加算	○								
A238-6	精神科救急搬送患者地域連携紹介加算			○	○	○				
A238-7	精神科救急搬送患者地域連携受入加算	○					○	○	○	
A243	地域支援・医薬品供給対応体制加算	○								
A243-2	バイオ後続品使用体制加算	○								
A245	データ提出加算	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A246	入院退院支援加算（1のハ及び2のロに限る）		○							
A246-2	精神科入院退院支援加算	○		○	○	○	○	○	○	○
A246-3	医療的ケア児（者）入院前支援加算		○							
A247	認知症ケア加算		○							
A249	精神科急性期医師配置加算	○※3		○※4	○※5					
A250	薬剤総合評価調整加算	○		○	○	○	○	○	○	○
A251	排尿自立支援加算	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A252	地域医療体制確保加算	○※6		○		○				
A253	協力対象施設入所者入院加算	○	○							
A255	精神科地域密着多機能体制加算	○※3			○					
注	非定型抗精神病薬加算			○	○	○		○		○
注	重症者加算							○		○
注	精神保健福祉士配置加算	○						○		
注	看護職員夜間配置加算			○		○				
注	精神科養育支援体制加算						○			
注	精神科救急医療体制加算			○						
注	精神科棟看護・多職種協働加算	○			○※7					
第2章 特掲診療料										
第1部 医学管理等										
B015	精神科退院時共同指導料2			○	○	○		○	○	○
第2部 在宅医療										
第3部 検査										
第4部 画像診断										
第5部 投薬										
第6部 注射										
第7部 リハビリテーション										
H000	心大血管疾患リハビリテーション料					○		○		
H001	脳血管疾患リハビリテーション料					○		○		
H001-2	廃用症候群リハビリテーション料					○		○		
H002	運動器リハビリテーション料					○		○		
H003	呼吸器リハビリテーション料					○		○		
H003-2	リハビリテーション総合計画評価料							○	○※8	
H004	摂食機能療法					○			○	
H007	障害（児）者リハビリテーション料					○				
H007-2	がん患者リハビリテーション料					○				
H007-3	認知症患者リハビリテーション料								○	
第8部 精神科専門療法										
		○		○	○	○		○	○	○※9

精神科入院料で算定できる項目（「○」算定できる）

R8.2.20 沼田作成

	A103 基本料※	A309 特殊	A311 救急	A311-2 急性	A311-3 合併症	A311-4 児童	A312 療養	A314 認知症	A318 地域移行
第9部 処置	○								
J038 人工腎臓			○	○	○	○	○	○	○
J042 腹膜灌流			○	○	○	○	○	○	○
J400 特定保険医療材料（人工腎臓・腹膜灌流に係るもの）			○	○	○	○	○	○	○
第10部 手術	○		○	○	○	○			
第11部 麻酔	○		○	○	○	○			
第12部 放射線治療	○		○	○	○				
第13部 病理診断	○					○			
第14部 その他									
0001 外来・在宅ベースアップ評価料（I）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
0002 入院ベースアップ評価料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
0100 物価対応料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※：精神病棟基本料の精神病棟入院料									
※1：50対1、75対1、100対1補助体制加算									
※2：18対1入院基本料及び20対1入院基本料を算定するものを除く。									
※3：精神病棟入院料の10対1入院基本料、13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定するものに限る。									
※4：精神科救急性期医療入院料を算定するものに限る。									
※5：精神科急性期治療病棟入院料1又は「精神科急性期治療病棟入院料2（精神病棟看護・多職種協働加算を算定するものに限る。）									
※6：精神病棟入院料の10対1入院基本料又は13対1入院基本料（精神病棟看護・多職種協働加算を算定するものに限る。）を算定するものに限る。									
※7：精神科急性期治療病棟入院料2を算定するものに限る。									
※8：リハビリテーション総合計画評価料1に限る									
※9：精神科退院時指導料及び精神科退院前訪問指導料を除く									